

秩父広域市町村圏組合水道局
横瀬町姿見山配水池築造工事特記仕様書

秩父広域市町村圏組合水道局

第1条 一般事項

1. 適用範囲および原則

本仕様書は、横瀬町姿見山配水池築造工事(円筒形プレストレストコンクリート製配水池)の施工に適用するものとする。

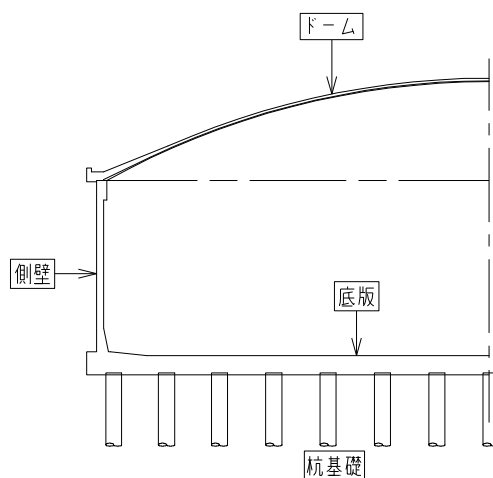
仕様書に示していない事項については「第10条 準用規準等」による。

2. 構造方式

本構造の方式は、鉄筋コンクリート造(以下、RC造という。)およびプレストレストコンクリート造(以下、PC造という。)を組み合わせた構造とする。

各部の構造形式および構造種別を下表に示す。

部材名称	構造形式	構造種別
屋根	空気膜型枠形式	(●) RC , () PC
側壁	PC円筒形シェル	() RC , (●) PC
側壁下端	下端固定	—
底板	円形スラブ	(●) RC , () PC
基礎	杭基礎	—



3. プレストレス導入方式

プレストレスの導入はポストテンション方式であり、その方法については、「第7条 PC工事」の事項に示す。

4. 設計の質疑

設計図書に明記されていない事項、設計図書相互間の内容に相違があるなど、質疑のある場合はあらかじめ監督員の指示を受けるものとする。

5. 提出図書

請負者は、本工事着工前に施工の順序、方法、工程などを記述した施工計画書および施工図等を監督員に提出して承認を得なければならない。

また、この承認図書に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出して再度、監督員の承認を得なければならない。

6. 積算

本工事における積算は、設計書の数量または図面より行うものとする。ただし、相互間の内容に相違があるなど、質疑のある場合はあらかじめ監督員の指示を受けるものとする。

7. 現場監理

- 請負者は、本特記仕様書を現場代理人に十分理解させ、監督員の指示に従って完全に施工しなければならない。
- 請負者は、使用資器材の品質、および規格を証明する図書を監督員に提出して、検査検収および立会い検査等を受けなければならない。また、使用材料は、全て製品の内容、品質、構造、カタログ等の資料を揃えて監督員の承認を受けるものとする。
- 請負者は、常に進捗状況について注意し、施工計画書の工事工程との実績を検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。
- 請負者は、工事着工に先立ち、現場付近住居者に対し監督員と十分協議の上、工事施工についての説明を行い、十分な協力を得られるように努めなければならない。
- 請負者は、現場事務所、材料置場、機械据え付け場所等の位置および形状等を明らかにする書類を監督員に提出して承認を受け、工事に支障のないように確保しなければならない。
- 請負者は、本工事に伴う騒音振動の発生を出来る限り防止すると共に技術的に対策を講じなければならない。
- 請負者は、各管理者により、防火、風紀、衛生上の取り締まりを厳重にし、かつ、周知対策を十分に考慮しなければならない。また、材料置場および工事現場等は常に整理整頓し、労働安全を第一とすると共に盗難防止も請負者の責務として対処しなければならない。
- 請負者は、第三者等に損傷を与えた場合、いかなる場合も請負者の責務として対処し、これに要する費用は全て負担することとする。
- 請負者は、配水池の構造照査を行い、その結果を監督員に提出し、承認を受けるものとする。
また、緊張管理を含め、十分な管理のもと施工を行うものとする。
- 請負者は、プレストレストコンクリート配水池の施工に際し、上水道プレストレストコンクリート円形タンク工事かつ空気膜型枠工事を行った実績のある施工業者にて施工しなければならない。施工実績を監督員に提出し承認を受けるものとする。（下請施工含む。）
- プレストレストコンクリート配水池は、屋根・側壁・底版が一体構造であり、側壁のP C鋼材にて屋根及び側壁にプレストレスを導入するため、緊張する時期や緊張力管理が特に重要となる。そのため、プレストレストコンクリート配水池の施工は、同一業者にて行うものとする。
- 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会認定のプレストレストコンクリート技士等十分な知識と経験を有する専門技術者が施工管理を行わなければならない。

8. 工事の検査

- 請負者は、工事完了後、工事中間の各種検査を依頼する場合、直ちに監督員に通知し、監督員に各検査を受けなければならない。
- 監督員は、検査の依頼を受けた場合、検査を行う日時を請負者に通知する。
- 請負者は、監督員の行う検査に立会い、また、協力しなければならない。この検査に請負者が立会わない場合は、請負者はこの検査結果に異議を申し立てることが出来ない。
- 検査の為、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、全て請負者の負担とする。
- 各検査に合格しない場合は、監督員の指示に従い、工事の全部または一部につき直ちに手直し、改造または再施工し、再検査を受けなければならない。

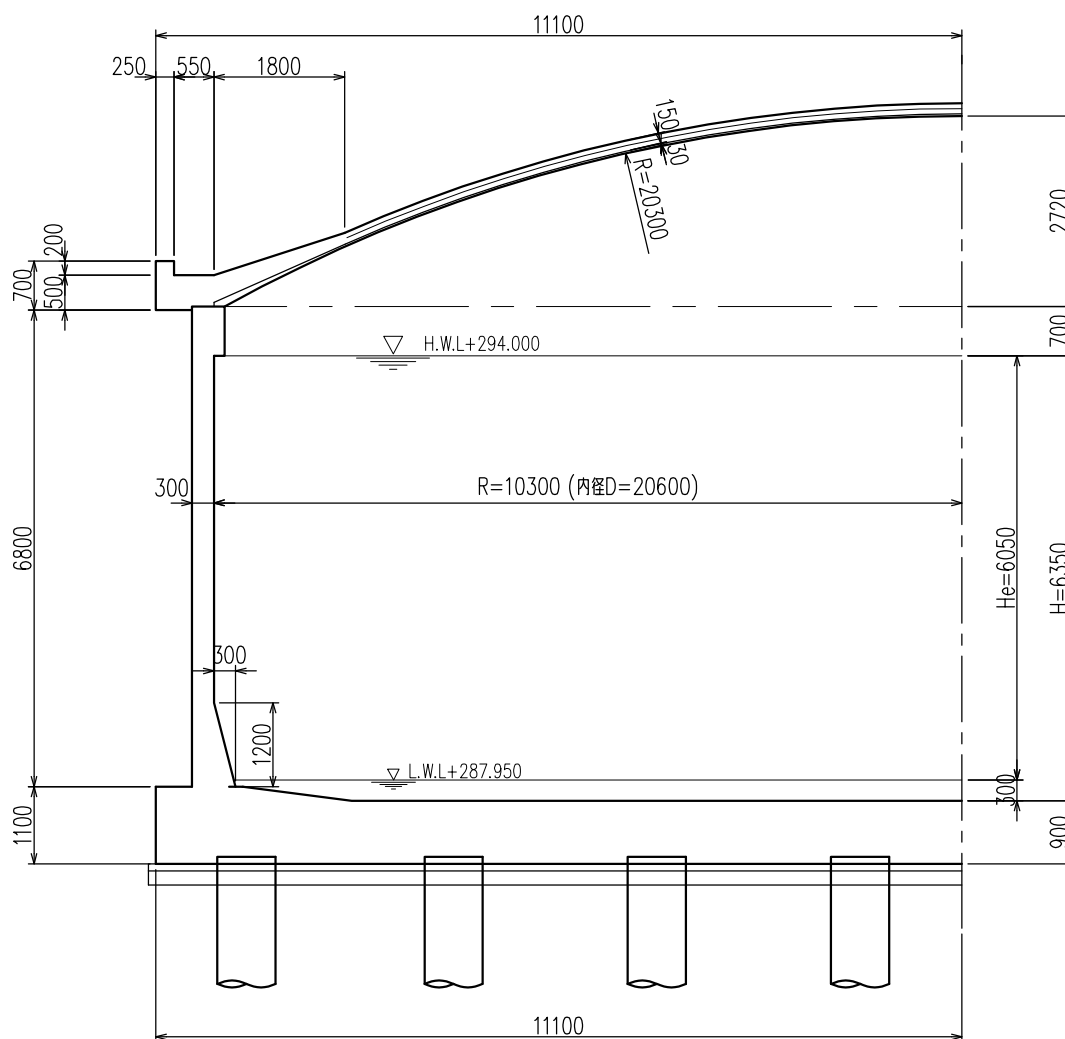
9. 保証期間

本工事に係わる保証期間は、契約書等で定めるものとする。ただし、契約書等以外の保証期間は、監督員と協議して決定することとする。

第2条 設計条件

1. 基本形状

本体形式	プレストレストコンクリート製円筒タンク
内 径	D=20.600m
水 深	(有効水深) : He= 6.050m (計算水深) : Hc= 6.150m
壁 厚	t=0.300m
容 量	Ve=2,000m ³
構造種別	「 第 1 条 一般事項 」 による。
地盤種別	I 種地盤
設計水平震度	(レベル1) : Kh=0.16 (レベル2) : Kh=0.32
積載荷重	(屋根) = 0.5kN/m ²
積雪荷重	(屋根) = 0.86kN/m ²
単位体積重量	コンクリート = 24.5kN/m ³
	水 = 10.0kN/m ³



2. 許容応力度

(1)プレストレストコンクリート [N/mm²]

設計基準強度		36.00	
許容曲げ圧縮応力度	緊張作業直後	17.40	
	使用状態	13.80	
	温度作用時	15.87	
	レベル1地震時	20.70	
許容軸圧縮応力度	緊張作業直後	13.10	
	使用状態	10.00	
	温度作用時	11.50	
	レベル1地震時	15.00	
許容曲げ引張応力度	緊張作業直後	1.38	
	使用状態	空水時	0.72
		満水時	0.00
	温度作用時	1.88	
	レベル1地震時	2.38	
許容斜引張応力度		0.86	
許容せん断応力度		0.51	

水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 1998年版 (社) 日本水道協会

(2)鉄筋コンクリート [N/mm²]

設計基準強度		24.00	30.00
許容曲げ圧縮応力度	緊張作業直後	11.25	13.75
	使用状態	9.00	11.00
	温度作用時	10.35	12.65
	レベル1地震時	13.50	16.50
許容軸圧縮応力度	緊張作業直後	8.13	10.63
	使用状態	6.50	8.50
	温度作用時	7.48	9.78
	レベル1地震時	9.75	12.75
許容せん断応力度	緊張作業直後	0.56	0.63
	使用状態	0.45	0.50
	温度作用時	0.52	0.58
	レベル1地震時	0.68	0.75

水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 1998年版 (社) 日本水道協会

(3) PC鋼材 [kN/本]

種 別	PC鋼より線	PC鋼棒
	1S19.3	1B23B1
設計荷重作用時	271	269
緊張作業直後	316	314
緊張作業中	348	347

プレストレスング中：(0.8×引張強度あるいは0.90×降伏強度のうち小さい方の値)
プレストレスング導入直後：(0.7×引張強度あるいは0.85×降伏強度のうち小さい方の値)
使用状態：(0.6×引張強度あるいは0.75×降伏強度のうち小さい方の値)

水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 1998年版 (社) 日本水道協会

(4) 異形鉄筋 [N/mm²]

		SD345
		一般の部分
許容引張応力度	緊張作業直後	245
	使用状態	196
	温度作用時	225
	レベル1地震時	294

水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 1998年版 (社) 日本水道協会

3. 工 法

(1)空気膜型枠工法

ドーム屋根工法は、空気膜技術を応用した空気膜型枠工法とし、配水池内に供給される空気圧で支えられた膜材とその上に施工されるモルタルシェルを型枠支保工として構築することとする。

なお、施工にあたっては、上水道プレストレストコンクリート円形タンク工事かつエアードーム工事を行った実績のある施工業者にて施工すること。（下請施工含む。）

a)空気圧の制御

空気圧の制御はマイコン及びインバーターによる自動制御を原則とし、故障時に備えて、電源、制御部及び送風設備を2系統以上設置するものとする。

空気圧は、モルタルシェル打設前、所定の圧縮強度(14N/mm²以上)を確認するまで空気圧を維持管理する。

b)膜材材質

- ・材質：ポリエステル繊維（PET）+軟質塩化ビニル樹脂（PVC）
- ・引張強度：3920 N/3cm

c)モルタル部

- ・圧縮強度： $\sigma_{28} \geq 36\text{N/mm}^2$
- ・施工厚さ：30mm以上

(2)支承条件

側壁と底版の接合は、固定支承とする。

(3)P C 定着工法

円周方向はP C鋼より線、鉛直方向はP C鋼棒を使用する。定着工法は、各社各様とする。

なお、ピラスター(定着柱)は、6ヶ所とする。

(4)杭基礎工事

a)杭長さ・施工方法

杭施工にあつては、事前の地質調査結果と合わせ、杭長さを確認するものとする。

なお、施工方法は、プレボーリング工法を採用するものとする。

b)試験杭

本工事に先立ち、設計および施工計画の妥当性、支持層の確認を試験杭にて行う。

試験杭の施工前に、試験目的、測定項目、注意事項等を明記した計画書を提出すること。なお、試験杭は本杭を兼ねる。

c)支持層の確認

先端支持力の確認にあつては、積分電流計の計測結果と土質柱状図の資料を合わせ総合的な判断を行うものとする。

第3条 材 料

1. 異形鉄筋

J I S G 3 1 1 2 の規定に適合したものを使用すること。

2. P C 鋼材

J I S G 3 1 0 9 (P C 鋼棒)およびJ I S G 3 5 3 6 (P C 鋼線およびP C 鋼より線)にそれぞれ規定されたものを使用することを原則とし、有害な傷のないもので下表に適合するものを使用しなければならない。

なお、P C 鋼より線は、低リラクセーション品とする。

名 称	P C 鋼より線	P C 鋼棒
規 格	SWPR-19L	SBPR 930/1080
呼び径	1S19.3	φ23B種1号
引張強度	451 kN	449 kN
降伏荷重	387 kN	386 kN

3. セメント

J I S R 5 2 1 0 (ポルトランドセメント)に規定する普通セメントを原則とする。

4. 骨 材

骨材は、コンクリート標準示方書(土木学会)に準ずるものを使用し、粗骨材最大寸法は 25mm 以下とし、かつ、鉄筋およびP C 鋼材またはシースの間を容易に通過するものでなければならない。

5. 混和材料

混和材料として用いる混和材および混和剤は、品質の確かめられたものでなければならない。

第4条 型枠工事および支保工

1. 型枠の組み立て

型枠は設計図書に示されたコンクリート部材の位置、形状および寸法を基準として、加工・組立てなければならない。また、コンクリート施工時の荷重およびコンクリートの側圧、打込み時の振動や衝撃等に耐え、かつ、コンクリート部材に交差をこえる撓み、または誤差等が生じないような構造としなければならない。

2. 型枠の材料

型枠の材料は主としてメタルフォームおよび合板(コンパネ)を使用するが、強度、剛性、耐久性、作業性、打込まれるコンクリートに対する影響および経済性を考慮して選定しなければならない。

3. 支保工の組立

支保工が十分な強度と安全性を持つように、傾き、高さ、通り等を常に注意して行わなければならない。また、継手や部材の接続部、交差部等は間隙や緩みができないように、特に継手は軸線を一致させなければならない。

4. 支保工の材料

パイプサポート、単管足場、枠組足場等は、(社)仮設工業会の定めた「仮設機材認定規準」に適合するものを用いる。また、J I S G 3 4 4 4 (一般構造用炭素鋼管)、J I S G 3 4 6 6 (一般構造用角形鋼管)、J I S G 3 3 5 0 (一般構造用軽量形鋼)にそれぞれ規定したものをを用いる。

第5条 鉄筋工事

1. 鉄筋の加工

鉄筋は設計書および図面に示された形状および寸法に正しく一致するようにするとともに、材質を害さない方法で加工しなければならない。

2. 鉄筋の組立て

鉄筋は正しい位置に固定し、コンクリート打込み前に検査を受けなければならない。鉄筋の組立にあたっては、必要に応じて適当な位置に組立用鉄筋を使用し、十分堅固にしなければならない。

第6条 コンクリート

1. コンクリートの品質および配合

レディーミクストコンクリートは、JIS A5308 に適合し、JISマーク表示認証のある製品(JIS認証品)を用いることを原則とする。

ただし、材料、配合、品質基準などが、JIS A5308 に適合しないコンクリートを購入する場合には、生産者と配合条件等について十分な協議し、必要に応じて試し練りを実施し、品質の確認および配合の決定を行う。

一方、配合は所要の強度、耐久性および作業に適するワーカビリティを確保する範囲内で、単位水量をできるだけ少なくすることを原則とし、施工に先立ち配合計画書を提出し、監督員の承認を得るものとする。

コンクリートの種類を下に示す。

※側壁1段目(壁H \leq 1.80m)については、温度・乾燥収縮等によるクラック発生を抑制する目的で、低添加型水和熱抑制膨張材配合コンクリートとする。

部位	種類	設計基準強度	最大粗骨材寸法	スランブ
均しコンクリート	普通コンクリート	18N/mm ²	25mm	12cm \pm 2.5
底版	〃	30N/mm ²	〃	〃
側壁	〃	36N/mm ²	〃	〃
屋根・歩廊	〃	24N/mm ²	〃	〃

2. コンクリートの打設

コンクリートの打設は普通コンクリートの打設方法と変わりはないが、プレストレストコンクリート部材では、PC鋼材や鉄筋が錯綜して配置されているので、コンクリートの締固めは十分に行わなければならない。

また、コンクリートはポンプ車により打設することを原則とする。

コンクリートの打設要領を以下に示す。

1)コンクリートの打設は順序よく片側から打設する。

2)棒形振動機等はPC鋼材に接触しないように注意する。また、締固めは十分に行わなければならないが、かけ過ぎないように注意する。

3)PC定着部は、はらんだり、角度変化がないように注意する。

4)側壁は水平打継を原則とする。

5)打継目の施工にあつては、緩んだ骨材、レイタンス、雑物を取り除いてから打設すること。

6)底版コンクリートおよび屋根・歩廊コンクリートは、漏水防止のため、できるだけ打継目を減ずる施工法とする。

3. コンクリートの養生

コンクリートは打込み後、低温、乾燥、荷重、衝撃、その他の有害な影響を受けないように十分に注意して養生しなければならない。

4. コンクリートの試験

コンクリートの圧縮強度試験は、7日、28日強度を測定する。1回の試験に供試体を3本使用するので、コンクリート打設時に6本の供試体を採取する。なお、スランプ試験も同じく現場でミキサ-車から直接採取したもので行うこと。

5. レディーミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、原則として J I S A 5 3 0 8 によるレディーミクストコンクリートとし、工場は J I S マーク表示許可工場で、かつ、コンクリート主任技士またはその資格をもつ技術者のいる工場から選定すること。

第7条 P C 工事

1. P C 鋼材の組立

1) 定着具は、コンクリート打込み前に型枠内面に、正確堅固に取り付けることを原則とする。

2) P C 鋼材を露天に放置して、錆び等で損傷させてはならない。

3) P C 鋼材の加工、組立てを行なう場合、加熱または溶接を行なってはならない。

4) P C 鋼材定着具の露出部は、プレストレス導入後、すみやかに後打ちコンクリート等で完全に保護しなければならない。

5) P C 鋼材の配置後、コンクリート打設に先だち監督員の検査を受けなければならない。

2. プレストレスの導入管理

P C鋼材に与える引張力は予め計算した荷重計の示度とP C鋼材の伸び、または抜け出し量により測定しなければならない。

種々の原因によるばらつきを考慮して、P C鋼材に与えられる引張力が所定の値を下回らないように、P C鋼材1本ごとに緊張管理を行わなければならない。また、一つの部材に数本のP C鋼材が配置されている場合にはP C鋼材1本ごとの管理のほか、P C鋼材を組(グループ)に分けて管理しなければならない。

円周方向P C鋼より線の見掛けのヤング係数および摩擦係数は、試験緊張により求めることを原則とする。鉛直方向P C鋼棒は片引き緊張で試験緊張が困難であるため、見かけのヤング係数は製造者より提出された試験結果を用いるものとする。

3. プレストレスの導入

プレストレスの導入に際しては、コンクリート標準示方書(土木学会)等に準拠し、かつ、部材の設計断面で所定の引張力が得られるように、緊張しなければならない。

また、プレストレスを与えるときはコンクリートの圧縮強度を測定し、プレストレスを与えた直後にコンクリートに起こる最大圧縮応力度の1.7倍以上に達したことを確認し、監督員の指示によりプレストレス導入作業を行うこと。

4. 緊張装置の試験

P C鋼材の緊張に用いるジャッキは、使用前および使用中において引張装置に衝撃を与えたと思われる時には、キャリブレーションを実施し、その結果を記録しておくこと。

5. P C鋼材の試験

P C鋼材を用いる前に、引張強度、降伏点応力度、伸び等について試験をしなければならない。

以上の試験を現場で実施することは困難であるので、製造社より提出された試験結果によって品質を確認しなければならない。

6. 緊張順序

プレストレス導入作業は、先に縦締工(鉛直方向P C鋼棒)を行い、次に横締工(円周方向P C鋼より線)を行うことを原則とする。

第8条 グラウト

- 1) グラウトは、ノンブリージングタイプを使用することを標準とする。
- 2) グラウトの品質および施工はコンクリート標準示方書施工編（土木学会）、P Cグラウト施工マニュアル（プレストレスト・コンクリート建設業協会）に準拠するものとする。
- 3) グラウトの配合はあらかじめ配合設計を行って供試体を作成し、上記指針に準拠することを確認すること。

第9条 その他

- 1) 配水池の塗装仕様については原則以下のとおりとする。なお、施工前にカタログ資料と施工要領書を提出し承諾を得ること。
 - ・ 屋根防水：超速硬化ウレタン塗膜防水（環境対応型）
 - ・ 外面塗装：複層模様吹付RE
 - ・ 内面防食塗装：ポリウレア樹脂塗装
 - 2) 附帯設備の施工に当たっては、施工図を提出し監督員の承諾を受けるものとする。
 - 3) 底板鉄筋、P C鋼棒、埋設部配管の各組立用架台に関する設計図面は参考扱いとする。必要に応じて、施工図を作成し監督員の承諾を受けるものとする。
 - 4) 本配水池は、完全な水密構造を要求しているため、施工には万全を期し、完成後は水張り試験をして漏水がある場合はこれを完全に止めなければならない。
なお、水張り試験用水については支給するものとする。
- その他、特記なきものは監督員の承認を得なければならない。

第10条 準用規準等

- 1)水道施設設計指針(日本水道協会)
- 2)水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)
- 3)水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説(日本水道協会)
- 4)コンクリート標準示方書(土木学会)
- 5)日本工業規格(J I S)
- 6)P Cグラウト&プレグラウトP C鋼材施工マニュアル(プレストレストコンクリート建設業協会)
- 7)道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- 8)杭基礎施工便覧、杭基礎設計便覧 (日本道路協会)

秩父広域市町村圏組合水道局
上水道工事特記仕様書

工事特記仕様書

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書（以下、標準仕様書という。）※に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

※ 標準仕様書は水道局のホームページ「事業者のみなさまへ→工事・資材」を参照して下さい。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 横瀬町姿見山配水池築造工事
- ・工事箇所 横瀬町大字横瀬地内

(工事完成図)

第3条 受注者は、工事完了後、発注者の指示する形により完成図を作成し、下記図書を提出する。

- ・完成図 白焼製本 (A1) 1部
- ・完成図 縮小版白焼製本 (A3) 1部
- ・完成図 電子データ (PDF、JWCAD) 1式

なお、完成図の作成にあたっては、オフセット図についても作成すること。オフセットは、工事の起点、終点、口径や管種の変更箇所、分岐点（給水含む）、その他監督員が指示する箇所について、3点以上の不動点から計測し、記載すること。

(共通事項)

第4条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）」等に基づき、次に掲げる対象工事のいずれかに該当する場合、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあた

り、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提出し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

(建設発生土の搬出)

第5条 建設発生土の搬出は、下記に示す箇所を想定しているが別の施設等を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

ア 搬出先 秩父市山田1100付近

イ 運搬距離 片道運搬距離 4.5 km

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、「埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）」に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提出し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

片道運搬距離は、アスファルト・コンクリート廃棄物4.1 km程度と想定している。

○再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	横瀬生コン(株) 滝ノ枕事業所	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保 7-1
コンクリート	横瀬生コン(株) 滝ノ枕事業所	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保 7-1

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第7条 下記の再生資材を利用すること。

- ・ 再生アスコン (13)－50, (20)－50 表層及び基層等
- ・ 再生切込碎石 40mm以下 路盤等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(作業時間)

第8条 町道3427号線外における作業については、原則、昼間工事（午前8時から午後5時 休憩1時間）とすること。

(近隣への配慮)

第9条 工事範囲の全部が歩行者・自動車の通行量の多い現道上であること、沿線に住宅や店舗が多数近接していること等から、これらへの支障が最小限となるよう常に配慮して工事を進めなければならない。また、工事開始前と工事中に周辺住民等への説明を十分行うとともに、工事による影響がないよう確実に調整を行うこと。

2 施工時に重機等から発生する騒音と振動については、最低限に抑えるよう対策を講じなければならない。

3 車両通行止め規制を伴う施工においては、事前に保安体制や迂回路等について秩父警察署

と協議すること。さらに、事前に工事予告看板と迂回路案内看板を設置し、地元住民及び通行車両に通行規制を周知することとし、通行規制について地元住民等から理解を得ること。

4 管布設工においては、道路を即日復旧し交通解放すること。

5 周辺住民等から工事に対して意見等がなされた場合には、ただちに監督員へその旨を報告するとともに、対処すること。

6 交通条件等を考慮し、町道 3427 号線外において夜間工事とする場合には、監督員と事前に協議すること。また、周辺住民等へ事前に説明を行い、夜間工事について理解を得ること。

(近接工事との調整)

第 10 条 道路管理者及び他の埋設物管理者等による工事と近接しての施工となる場合には、施工範囲や時期等について受注者が他の埋設物管理者等と調整し、円滑に施工できるよう努めること。

(その他)

第 11 条 その他、定めのない事項については、監督員と協議し承諾を得てから工事を行うこと。

様式 3

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事用(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	① 仮 設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土 工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基 礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本 体 構 造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本 体 付 属 品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ そ の 他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

(特定建物資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再生資源化に要する費用 _____ 円(税込)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設 の 名 称	所 在 地

舗装版切断時に発生する濁水の
処理にかかる特記仕様書

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 横瀬町姿見山配水池築造工事
- ・工事箇所 横瀬町大字横瀬地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 0.13 m³
- ・中間処理施設 本庄市児玉町共栄 710-6 (株)タカヤマ エコジョイン北関東
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入

(処理に焼却又は溶融を含まず)

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と前条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

既設ろ材処分に關する
特記仕様書

既設ろ材処分に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書に定めるもののほか、既設ろ過池撤去時に発生する既設ろ過砂及び既設ろ過砂利(以下「ろ材」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 横瀬町姿見山配水池築造工事
- ・工事箇所 横瀬町大字横瀬地内

(ろ材の処理)

第3条 受注者は、回収したろ過砂を次のとおり処理するものとする。

- (1) 本工事により発生するろ材は、有価材として再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努めること。
- (2) 搬出先は、受注者が受け入れ条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で、再資源化後の製品(ろ過砂等)の市場が形成されている施設を選定すること。

なお、本工事では次の場所にある再資源化施設(ろ材再資源化促進協会登録施設)への搬出を想定しているが、受注者は次の施設以外を選定する場合には、事前に監督員と協議を行い、確認すること。

ア 搬出先 茨城県高萩市大字安良川 259-1 日本原料(株)高萩工場

イ 搬出量 ろ過砂 1920 m³ ろ過砂利 960 m³

カ 搬出条件 砂と砂利が混ざらないように分別すること。

なお、搬出手続等は監督員の指示によること。

- (3) 有価物の取引時には、買取証明書等(任意様式)の適正にろ材を搬出した記録を提出すること。

(その他)

第4条 その他、定めのない事項については、監督員と協議し承諾を得てから工事を行うこと。

秩父広域市町村圏組合水道局
横瀬町姿見山配水池築造工事
機械・電気・監視設備工事特記仕様書

令和5年度

秩父広域市町村圏組合水道局

目 次

特 記 仕 様 書

	ページ
1 総則	
1-1 一般事項	1
1-2 適用規格	1
2 機器一般仕様	
2-1 共通事項	2
3 横瀬町姿見山配水池築造工事	
3-1 機械設備工事	
3-1-1 工事概要	3
3-1-2 機器構成	3
3-1-3 工事範囲	3
3-1-4 機器仕様	3
3-2 電気設備工事	
3-2-1 工事概要	4
3-2-2 機器構成	4
3-2-3 工事範囲	4
3-2-4 機器仕様	4～9

1 総則

1-1 一般事項

- ① 本仕様書は、横瀬町姿見山配水池築造工事に適用する。
- ② 基本事項
工事場所： 横瀬町大字横瀬地内
工事概要： 配水池築造工事 1式
- ③ 特記事項に記載していない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」及び「電気設備工事一般仕様書(最新版)」並びに監督員と協議の上、その指定によるものとする。
- ④ 本工事は、本仕様によることを原則とするが機器の据付、運転結果について請負人の責任施工となることは当然のことである。
従って見積期間中に十分な検討を行い、疑義の点は入札以前に申し出なければならない。落札後において疑義を生じ、若しくは内容に過不足を見出しても、必要欠くことの出来ない機器装置は、請負者の負担において処理し、これに伴う設計の変更はしないものとする。なお、本特記仕様書に記載されている事項と設計図面等と内容が一致しない場合には、監督職員と協議すること。
- ⑤ 請負者は、契約後速やかに本仕様書及び図面にもとづき詳細な検討を行い、承諾図書を提出し、承諾を得た後に製作施工に着手するものとする。

1-2 適用規格

- ① 本設備の製作、据付に際して、下記規格及び法令を適用しなければならない。
 - 1) 水道施設指針
 - 2) 日本産業規格(JIS)
 - 3) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
 - 4) 日本電気工業会規格(JEM)
 - 5) 日本蓄電池工業会規格(SBA)
 - 6) 内線規定
 - 7) 労働安全衛生規則
 - 8) 電気設備技術基準
 - 9) 水道協会制定諸基準
 - 10) その他関係法令 (JES, JCS, JCB, 電力・電話等各会社社内規定) 等

2 機器一般仕様

2-1 共通事項

① 電源方式

使用電源種類は設計図面または特記仕様書に示す通りとする。

② 付属品, 予備品

各機器の付属品は本仕様書に示すものの他、請負者に於いて運転上必要と判断するものについては全て付属すること。

3 横瀬町姿見山配水池築造工事

3-1 機械設備工事

3-1-1 工事概要

本工事は、横瀬町姿見山配水池築造工事の給水ポンプユニットの新設、ポンプ室内の壁付換気扇新設を行う工事である。

3-1-2 機器構成

本設備の機器構成は下記とする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 給水ポンプユニット(並列交互運転) | 1台 |
| (2) 壁付有圧扇(低騒音形) | 2台 |
| (3) 壁付有圧扇(低騒音形ステンタイプ) | 1台 |

3-1-3 工事範囲

本設備の工事範囲は下記とする。

- (1) 3-1-2項に記載の機器の製作及び据付工事、撤去工事
- (2) 3-1-2項に記載の機器の配管工事
- (3) 3-1-2項に記載の据付用の基礎工事、撤去機器の基礎撤去工事
- (4) その他上記に伴う諸工事及び試験調整

3-1-4 機器仕様

本設備の機器仕様は下記とする。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) 給水ポンプユニット | 1台 |
| イ. 形 式 | 並列交互運転方式 |
| ロ. 口 径 | 流入φ50mm、流出φ65mm |
| ハ. 吐 出 量 | 530L/min |
| ニ. 揚 程 | 4.7m |
| ホ. 電 動 機 | 3φ200V 3.7kW(×2台) 50Hz |
| ヘ. 付 属 品 | その他必要なもの |
| (2) 壁付有圧扇(低騒音形) | 2台 |
| イ. 形 式 | 低騒音形 排気タイプ |
| ロ. 羽 根 | 20cm |
| ハ. 風 量 | 660CMH |
| ニ. 電 動 機 | 1φ200V 27W 50Hz |
| ホ. 付 属 品 | SUS製シャッター、ウェザーカバー(防鳥網付)
その他必要なもの |
| (3) 壁付有圧扇(低騒音形ステンタイプ) | 1台 |
| イ. 形 式 | 低騒音形 ステンレスタイプ |
| ロ. 羽 根 | 20cm |
| ハ. 風 量 | 660CMH |
| ニ. 電 動 機 | 1φ200V 27W 50Hz |
| ホ. 付 属 品 | SUS製シャッター、ウェザーカバー(防鳥網付)
その他必要なもの |

3-2 電気設備工事

3-2-1 工事概要

本工事は、横瀬町姿見山配水池築造工事における電気設備工事に関するものである。

3-2-2 機器構成

本設備の機器構成は下記とする。

1. 計装設備工事

(1) 引込開閉器盤	1面
(2) 動力電灯盤	1面
(3) インターフェイス盤	1面
(4) 緊急遮断弁制御盤	1面
(5) 流入弁現場操作盤	1面
(6) 配水池水位計	1ループ
(7) 配水残留塩素計	1ループ
(8) 送水流量計	1ループ
(9) テレメータ装置	1対向
(10) 流入電動弁	1台
(11) 緊急遮断弁	1台
(12) 配水流量計	1ループ(既設品利用)

2. 監視設備工事

(1式×4箇所)

(13) 監視装置	4箇所
① インターフェイス盤 屋内壁掛型	4面
② ミニサーバ	4台
③ ブロードバンドルーター	4台
④ スイッチングハブ	4台
⑤ リモートコントローラ	4台
⑥ PLC	4式
⑦ 子局ソフトウェア費	4式
⑧ 無停電電源装置	4台
(14) 管理サーバソフトウェア	1式

3-2-3 工事範囲

本設備の工事範囲は下記とする。

- (1) 3-2-2項に記載の機器の製作及び据付・撤去工事
- (2) 3-2-2項に記載の機器設置に伴う盤間配線
- (3) 電話会社申請手続
- (4) その他上記に伴う諸工事及び試験調整

3-2-4 機器仕様

本設備の機器仕様は下記とする。

(1) 引込開閉器盤	1面
イ. 形式	屋外装柱形
ロ. 寸法	500W×1050H×220D (参考寸法)

ハ. 取付器具	漏電遮断器×2 電力計×2 名称板 その他必要なもの	
(2) 動力制御盤		1面
イ. 形式	屋内自立形	
ロ. 寸法	800W×1950H×600D (参考寸法)	
ハ. 取付器具	漏電遮断器×1 配線用遮断器×12 計器用指示計 集合表示灯 操作スイッチ 盤内照明 スペースヒータ 名称板 その他必要なもの	
(3) インターフェイス盤		1面
イ. 形式	屋内自立形	
ロ. 寸法	800W×2150H×800D (参考寸法)	
ハ. 取付器具	配線用遮断器×2 サーキットプロテクタ×9 計器用指示計 集合表示灯 監視子局装置 盤内照明 スペースヒータ 名称板 その他必要なもの	
(4) 緊急遮断弁制御盤		1面
イ. 形式	屋外自立形	
ロ. 寸法	800W×1900H×800D (参考寸法)	
ハ. 取付器具	配線用遮断器：×5 計器用指示計 集合表示灯 操作スイッチ 盤内照明 アレスター 蓄電池組込形直流電源装置 名称板 その他必要なもの	
(5) 流入弁現場操作盤		1面
イ. 形式	屋外スタンド形	

ロ. 寸 法	700W×1660H×400D (参考寸法)	
ハ. 取 付 器 具	配線用遮断器：×4 計器用指示計 集合表示灯 操作スイッチ 盤内照明 スペースヒータ 名 称 板 その他必要なもの	
(6) 配水池水位計		1 ループ
イ. 形 式	投込圧力式	
ロ. 測 定 範 囲	0～7.0m	
ハ. 付 属 品	中継箱 スタンション その他必要なもの	
(7) 配水残留塩素計		1 ループ
イ. 形 式	スタンド形	
ロ. 測 定 原 理	無試薬ポーラログラフ法	
ハ. 測 定 範 囲	0～2.0mg/L	
ニ. 電 源	AC100V	
(8) 送水流量計		1 ループ
イ. 形 式	2線電磁流量計	
ロ. 呼び径	φ80 mm	
(9) テレメータ装置		1 対向
イ. 回 線	専用回線帯域品目	
ロ. 入出力	Di:8点以上 (子局) Do:8点以上 (親局)	
(10) 流入電動弁		1 台
イ. 形式	外ねじ仕切弁	
ロ. 呼び径	φ250mm	
ハ. 数量	1台	
ニ. 使用流体	上水	
ホ. 使用圧力	0.4MPa	
ヘ. フランジ形式	JIS B 2062(7.5K)RF	
ト. 操作方式	電動開閉機式	
チ. 面間寸法	380mm(JIS B 2062)	
リ. 主要部材質		
(1) 弁箱	FCD450-10	
(2) 弁体	FCD450-10	
(3) ふた	FCD450-10	
(4) 弁棒	SUS304	

(5) 弁箱弁座	SUS304
(6) 弁体弁座	SUS403
(7) 開閉機台	FC200
(8) 割継手	FCD450-10
ヌ. 開度発信機	変換機を内蔵し、DC4～20mA出力可能なもの
ル. 電動機出力	0.4kw
電動機電源	: AC200V 50Hz φ3
操作電源	: AC100V 50Hz φ1
発信機電源	: AC100V 50Hz φ1
ヲ. 塗 装	
(1) 本体内面	エポキシ樹脂粉体塗装(色調:マンセルN5.5)
(2) 本体外面	別途指示とする
(3) 電動開閉台	別途指示とする
ワ. 開閉時間	約1.34分

(11) 緊急遮断弁		1台
イ. 形 式	ウェイト閉鎖式緊急遮断弁	
ロ. 呼び径	φ300 mm	
ハ. 使用流体	上水	
ニ. 使用圧力	0.15 Mpa	
ホ. フランジ形式	JWWA B 138 (7.5K) RF	
ヘ. 復帰方式	手動復帰式	
ト. 面間寸法	400mm (JWWA B 138)	
チ. 主要部材質		
(1) 弁箱	FCD450-10	
(2) 弁体	FCD450-10	
(3) 弁棒	SUS420J2	
(4) 弁箱弁座	合成ゴム	
(5) ロック装置	SUS304&SCS13	
リ. 塗 装		
(1) 本体内面	エポキシ樹脂粉体塗装(色調:マンセルN5.5)	
(2) 本体外面	別途指示とする	
(3) 閉鎖装置	別途指示とする	
(4) 復帰装置	別途指示とする	
(12) 配水流量計		1ループ(既設品利用)
イ. 形 式	2線電磁流量計	
ロ. 呼び径	φ300 mm	

2. 監視設備工事

姿見山浄水場、山口浄水場、生川浄水場、日向山第一増圧場の計4箇所に設置する。

(13) 監視装置		4箇所
① ミニサーバ		4台
イ. 演算CPU	Cortex-A72 クアッドコア 1.5GHz	
ロ. メモリ	4GB	
ハ. 記憶装置	SDcard 64GB(SLC)	

二. OS	Linux	
ホ. 帳票作成用演算記録		
・記録モード	瞬時値・最大値・最小値・平均値	
・記録インターバル	3600秒以上	
へ. トレンドグラフ作成用瞬時値記録		
・記録インターバル	60秒	
ト. データ記録容量		
・アナログデータ	64点	
・デジタルデータ	1024点	
・保存日数	30日	
チ. 通信	GbE x1 RS-232 x1	
リ. 電源	AC100V 50Hz	
② ブロードバンドルーター		4台
イ. 対応回線	FTTH・ADSL・CATV・ISDN	
ロ. 基本性能		
・スループット	最大1.0Gbit/s	
・PPPoE	5セッション	
・VPN	4対地	
ハ. 電源	AC100V(50/60Hz)	
③ スイッチングハブ		4台
イ. 通信速度	10Mbps/100Mbps/1000Mbps	
ロ. ポート	10/100/1000BASE-T(RJ-45)	
ハ. 電源	AC100V(50/60Hz)	
④ リモートコントローラ		4台
イ. 電源制御	2口アウトレット	
ロ. ポート	100BASE-T(RJ-45)	
ハ. 電源	AC100V(50/60Hz)	
⑤ PLC		4式
イ. 基本演算処理速度	20ns	
ロ. シーケンス言語	ラダー言語	
ハ. プログラム容量	30kステップ	
二. 入出力処理部		
・接点入力		
・アナログ入力		
ホ. 情報ユニット		
・Ethernet	1台	
へ. 電源	AC100V(50/60Hz)	
⑥ 子局ソフトウェア		4式
⑦ 無停電電源装置		4台
イ. 出力容量	500VA	

- ロ. 運転方式 常時インバータ方式
- ハ. 電源 AC100V(50/60Hz)
- 二. 停電保持時間 5分間

⑧ その他必要なもの

(14) 管理サーバソフトウェア 1式

① 機能増設

姿見山浄水場、山口浄水場、生川浄水場、日向山第一増圧場の計4箇所分のシステムを構築するものとする。監視端末の移設も含む。

横瀬町姿見山配水池築造工事
次亜塩素注入設備特記仕様書

令和5年度

秩父広域市町村圏組合水道局

目 次

第 1 章	総 則	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2 章	共 通 事 項	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 3 章	機 械 設 備 工 事	・ ・ ・ ・ ・ 8
第 4 章	電 気 設 備 工 事	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 5 章	空 調 設 備 工 事	・ ・ ・ ・ ・ 10

第 1 章 総 則

第1節 一 般 事 項

1 適 用 範 囲

- (1) この仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道事業(以下「甲」という。)が、発注する横瀬町姿見山配水池築造工事に適用するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、別に社団法人公共建設協会「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」で定めるものとする。

2 関係法令等の遵守

- (1) 請負者(以下「乙」という。)は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法及びその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 工事中、乙の不注意、その他の原因により、作業員が負傷してもその責任は一切乙の負担とする。

3 監 督 員

この仕様書中、「監督員」とは甲の補助者として工事の施工または検査等に立会い、工程を管理し、工事に使用する機器及び材料の試験もしくは検査等によって乙に指示等を行う職員をいう。

4 疑義の解釈

仕様書および設計図書に疑義を生じた場合は甲の解釈による。仕様書、設計図書に明示されていない事項があるときは、協議を受け甲が定めるものとする。ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては乙の責任において施工しなければならない。

5 書類の提出

乙は、指定の日まで甲の定める様式による書類を提出しなければならない。

6 官公署に対する手続

- (1) 工事施工のため必要な官公署に対する手続きは乙が行うものとする。これに要する費用は甲の負担とする。なお、乙はその結果を監督員に報告しなければならない。

7 保 証

本工事は責任施工とするので、受渡し完了後1年以内に乙の責に帰すべき施工上の不備による事故、破損等が発生した時、乙は無償で甲の指定する期間内に補修又は交換しなければならない。

8 適 用 規 格

日本産業規格（J I S）
電気設備技術基準
電気規格調査会標準規格（J E C）
日本電機工業会標準規格（J E M）
電線技術委員会標準資料（J C S）
内 線 規 程
電気用品安全法
日本水道協会規格（J W W A）
消 防 法
建 築 基 準 法
その他関係法規

第2節 工 事 施 工

1 一 般 事 項

乙は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行を図らなければならない。

2 現場付近住民に対する説明

乙は、工事着手に先立ち、現場付近の住民に対し監督員と協議のうえ、工事施工について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

3 写 真 撮 影

- (1) 乙は、監督員の指示に従い施工前、完成後の状況が対照できるように、工事過程を原則としてデジタルカメラ等又はカラーフィルムで撮影しなければならない。
- (2) 工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように撮影するとともに、その都度サービスサイズに引き伸ばして、アルバム整理をし、随時点検できるよう工事現場に備えて置き工事完成後監督員に提出しなければならない。
- (3) 提出部数は次の通りとする。

工 事 写 真 2 部

4 特許権等の使用

工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するとき、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

5 仮設物

乙は工事施工に必要な詰所、工作小屋、材料置場等の仮設物を設ける場合は、設置位置概要その他について監督員と協議し承認を受けなければならない。

6 軽微な変更

本工事施工中、構造物、機械設備等の関係でおこる器具の位置変更、配線経路変更等の軽微なる変更は、承認図を提出し、監督員の承認を得て、乙の責任において行わなければならない。

7 他工事との取合

乙は建築工事等の他の工事との取合いについては連絡を密にして、互いに協調し、施工上の取合い、収まり等に支障を期たすことのないよう充分注意すること。

第3節 承諾図及び完成図書

1 承諾図

この仕様書並びに添付図書に関する事項は、主要事項のみを示すものであるから、乙は速やかに次の図面を提出し監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

機器配置図及び据付図

機器断面組立寸法図及び製作図

各種配管及び配線図

その他監督員の指示するものとする。

なお、提出部数は2部（返却用1部も含む）とする。

2 完成図書

完成図書として承諾図に下記のを追加製本して 部提出すること。

各機器性能特性図(表)及び試験運転成績書

各機器取扱説明書

監督官庁検査合格証明書写し

その他監督員の指示するもの

第4節 材 料

1 材料の規格

使用材料はすべて日本産業規格（J I S）、電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）、日本電機工業会標準規格（J E M）、電機設備技術基準、電気用品安全法、電線技術委員会標準資料（J C S）、内線規程、日本水道協会規格（J W W A）に適合しなければならない。

2 使用材料の検査および承認

- (1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。
使用材料については、使用前に承認されたものでなければならない。
- (2) 材料検査に際して、乙はこれに立会わなければならない。立会わないときは、乙は検査に対し異議を申し立てることはできない。
- (3) 検査および試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- (4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再検査を受けなければならない。

第5節 試験及び検査

1 試験及び検査

- (1) 機器および付属品の試験および検査は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。工場試験は機器製作完了後、その製作工場において実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付け電力会社および監督官公署の検査完了後、全設備を総合運転し、各種の試験を行うものとする。なお、各種試験は原則として監督員立会いの上実施するものとし、検査日時、検査場所、試験方法は検査実施日より日前書面をもって必要項目を記入の上、監督員に提出すること。
- (2) 工場検査および試運転は甲への納入品以外のものであってはならない。
- (3) 工事完了後は監督員立会いの上、総合試験及び各種検査を実施するものとする。
- (4) 監督員が必要と認めた時は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出するものとする。
- (5) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては、試験成績書を提出するものとする。
- (6) 機器の試験および検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績書を提出して承認を受けるものとする。
- (7) 試験に要する費用はすべて乙の負担とする。

第6節 試運転および運転指導

1 試 運 転

- (1) 工事完了後、現場試運転を実施する場合には乙は責任ある専門技術者を現場に派遣し、監督員と打合せの上、試運転の実施にあたること。
- (2) 試運転実施日及び期間については、監督員の指示によるものとする。
- (3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を甲に提出すること。
- (4) 試運転調整に要する費用はすべて乙の負担とする。

第 2 章 共 通 事 項

第 1 節 適用の範囲

本仕様書は、横瀬町姿見山配水池築造工事に適用する。

第 2 節 電 源

本工事にて施工する設備に必要な電源は、電力供給会社より 1φ 3W200V/100V 又は 1φ 2W100V を受電するものとする。

第 3 節 付属品及び予備品

各機器仕様の中に、付属品または予備品として記載されているものを付属するほか、1 ヶ年間運転に必要と認めるものはすべて付属すること。予備品は長期の保存に適するよう厳重に包装し内容品の種類、数量を明示するほか、保管上の注意事項があるものは、それを明示すること。

第 4 節 製 作 連 絡

納入機器の製作者が異なる場合には、密接な連絡をとり、全体として調和のとれたものを納入しなければならない。

第 5 節 塗 装

機器の塗装は、フレーム、その他金属製部分は、ボンデライズ、パーカライズ等、十分なる下地塗装を行った上、下塗・中塗・仕上塗を施すこと。塗装色については、打合せにより決定する。

第 6 節 制御盤、配電盤構造

鋼板製の堅牢な構造とし、保守点検に便利のように機器の配置を十分に考慮すること。充電部の空間絶縁距離は十分にとって、規定の耐電圧を有し、また永年にわたって、絶縁劣化を生じないものとする。

第 7 節 照明および換気

盤内には、照明灯を取付け、盤内点検に便利ならしめるものとする。また、発熱の恐れのある機器には、適当な保護カバーを設けると共に、換気口等を設けて、盤内の過熱を防ぐこと。

第 8 節 指示電気計器

本仕様書に特記なきものは、JIS 1102（主として特性の規定）及び、JIS 1103（主として寸法の規定）による広角形埋込式 1.5 級（110 角）を原則とする。

第9節 保護継電器

半埋込形、裏面配線接続を原則とする。

第10節 制御用スイッチ

ねん回形およびボタン形とし、把手の形状および操作の規定は JEM 1137 を原則とし、基本的事項は、JIS C 0447, 0448(操作, 表示)によること。

第11節 配線用遮断器

JIS C 8370 および JEM TR 119 によるものとし、回路定格電圧、電流に適合するものを使用すること。しゃ断特性 については、これと直列に接続する遮断器、ヒューズ等の協調を考慮して決定すること。

第12節 銘 板

プラスチック製、非照光式とする。

第13節 温度上昇

JEM 1425 による。収納機器の温度上昇限度は、それぞれの機器の規格によること。

第14節 配 線

主回路電線は、 3.5^{\square} 以上、制御回路電線は 1.25^{\square} 以上の撚ビニール電線を使用すること。但し、電子機器配線を除く。

第 3 章 機 械 設 備 工 事

第 1 節 概 要

1 概 要

本設備は、横瀬町姿見山配水池築造工事に伴う機械設備工事を行うものである。

2 機 器 構 成

(1) 搬送水ポンプ	1 台
(2) 次垂注入ユニット	2 組

第 2 節 機器仕様

1 搬送水ポンプ

型 式	自吸式渦流ポンプ
接続口径	φ 25mm
要 目	25.5L/min×26m
吸上げ高さ	最大－8m (20℃)
電 源	AC100V×単相×50Hz
出 力	250W
台 数	1 台

2 次垂注入ユニット

型 式	液中バルブレスポンプ
接 続	φ 4mm×φ 9mm ブレードホース
吐 出 量	0.67～67.5mL/min
最高吐出圧力	0.7MPa
付 属 品	PVC 製タンク 容量 : 50L φ 4mm×φ 9mm ブレードホース×10m フロート式液面計 (下限 1 点)
電 源	AC100V～AC240V 50/60Hz
台 数	2 組
付 属 品	次垂注入配管ユニット (圧力計、背圧弁、ボール弁等) × 1 式

第 4 章 電 気 設 備 工 事

第 1 節 概 要

1 概 要

本設備は、横瀬町姿見山配水池築造工事に伴う電気設備工事を行うものである。

2 機 器 構 成

(1) 次亜注入装置制御盤 1 面

第 2 節 機 器 仕 様

1 次亜注入装置制御盤

形 式	屋内壁掛形
概略寸法	W600×H800×D300 (参考寸法)
盤面取付器具	名称銘板 その他必要なもの
盤内収納器具	配線用遮断器類 次亜注入ポンプコントローラ 残塩調節計 その他必要なもの
台 数	1 面

第 5 章 空 調 設 備 工 事

第 1 節 概 要

1 概 要

本設備は、横瀬町姿見山配水池築造工事に伴う空調設備工事を行うものである。

2 機 器 構 成

(1) 空調機 1 式

第 2 節 機 器 仕 様

1 空調機 (室内機)

形 式	ルームエアコン
概略寸法	W800×H300×H300 (参考寸法)
冷房能力	2.2kW
電 源	AC100V×単相
台 数	1 台

2 空調機 (室外機)

電 源	AC100V×単相
数 量	1 台